

戦後改革期における「純潔教育」

田代美江子

〔目次〕

- I. はじめに
- II. 「純潔教育」施策の展開
 - (1) 純潔教育の動向
 - (2) 純潔教育の必要性認識と目的
 - (3) 純潔教育の変化
- III. 純潔教育の本質と役割
 - (1) 日本キリスト教婦人矯風会と純潔教育
 - (2) 占領下における売買春問題
 - ① R・A・Aによる「国家的事業」
 - ② 公娼廃止の動向
 - (3) 純潔教育の限界
- IV. おわりに

I. はじめに

敗戦後の日本における性教育は「純潔教育」として出発した。純潔教育という名称は、すでに戦前の廃娼運動の中で確認することができる。廃娼運動の一環として位置づけられていた純潔教育は、十五年戦争期において、廃娼運動が「純潔運動」、さらに「純潔報国運動」へと変質していく中で、その運動の中心に据えられていったものである。特にアジア太平洋戦争期における純潔教育の登場は、性科学的側面を扱う「性教育」と性道徳を中心とする「純潔教育」に性教育を分断し、性に関する知識教育自体が否定されていくことになる。さらにアジア太平洋戦争末期には、純潔教育は性病予防教育としてその内実を変質させ、侵略戦争遂行のための国家による性の管理に加担する役割を担うものであった¹⁾。このような純潔教育が、敗戦後において同じ名称で、今度は国家による政策の一環として展開されたのである。

なぜ、敗戦後の性教育が純潔教育という名称でスタートしたのか。純潔教育施策の中で

はその理由について次のように述べられている。「わが国では『性教育』という言葉が一般化されていない関係から、平明な使いやす方がいい。ということと、『性教育』という言葉の印象からは、極く狭い意味に受取られるおそれがありはしまいか、という二つの点からこの名称が使われてきたものであります。したがって『性教育』と『純潔教育』とは相違があるわけではない²⁾という見解である。これに対して朝山新一³⁾は、1967年に著した『性教育』の中で次のように批判している。純潔教育が「古い性観念を打破して、新しい性の見方と、封建的な性道徳から脱皮した人間をつくる目的で計画される以上、古い人間の頭にとりついた性観念を考慮する必要などはさらさらなかったはずだ。まっさきに、“純潔”という観念にまつわりつてはなれなかった従来の肉体中心の処女性尊重思想と、因循で精神と主体性のない男性従属の性道徳を破棄するためにも、そういうあいまいな表現は避けるべきであった⁴⁾」としている。

しかし、敗戦後の純潔教育は、そもそも「古い性観念を打破して、新しい性の見方と、封建的な性道徳から脱皮した人間をつくる目的」で計画されたのではない。したがって、単に「表現」の問題としてとらえるのは誤りといえる。純潔教育施策に関わった個々の人間にはそれぞれの思惑があったかもしれないが、文部省社会教育局の政策として進められた純潔教育には、純潔教育という名称で構想された必然性とそれに伴う本質があったのではないか。本研究は、こうした問題意識に基づき、敗戦後の純潔教育の出発点からその施策が一定の「成果」をあげる55年までの戦後改革期における純潔教育施策の本質と役割について

検討する。

この戦後改革期に展開されたこの純潔教育施策は、その後の性教育のあり方を大きく規定したと考えられるが、性教育そのものの史的研究が立ち遅れていることとも関連し、その性格と問題性はもちろんのこと、純潔教育施策の動向そのものについても十分に解明されていない。純潔教育にふれている研究はわずかに見られるが⁹⁾、純潔教育を主題とした先行研究は皆無である。

さらに純潔教育は、敗戦後の「風俗対策」つまり治安対策の一環として出発したものであり、売買春問題と密接に関係している。占領下の売買春問題に関する研究も、特にジェンダーの視座から売買春を支える男女の権力関係、社会構造の解明を試みるものは80年代に入ってから取り組まれてきたまだ新しい分野であるといえる。こうしたジェンダー視点から取り組まれた売買春史についての研究成果は、純潔教育の本質や役割を解明するためには重要な意味を持つと考えられる。

以下では、まず第一に、純潔教育の動向を概観し、純潔教育施策の当初の必要性認識と目的を把握する。さらにその展開過程において変化する純潔教育の位置づけや目的について考察したい。第二に、純潔教育の本質を解明するために、戦前の娼婦運動における純潔教育との関連について検討し、さらに占領下の売買春問題と純潔教育との関連について考察したい。このような取り組みを通して、本稿では、戦後改革期における純潔教育施策の本質に迫りたいと思う。

筆者は、これまで近代日本の性教育をトータルに把握するための研究を進めてきた。今回の取り組みは、これらの成果を踏まえた上で、特に十五年戦争期の娼婦運動の中で展開された性教育・純潔教育との連続性を意識しつつ、敗戦後の純潔教育をその連関の中に位置づけようとする試みでもある。これによって、より長いタイムスパンで日本の性教育を

把握することが可能になると同時に、今日の性教育の問題性をより明らかにするものになると考えている。また、こうした取り組みによって明らかにされる戦後の性教育＝純潔教育の問題性は、単に性教育のみの問題ではなく、敗戦後日本の教育政策とその教育内容の本質を解明する上で重要な位置を占めると考えている。

II 「純潔教育」施策の展開

(1) 純潔教育の動向

敗戦後、GHQの圧力によって公娼廃止が進められていく。この過程において、内務省、法務省、文部省、厚生省、労働省などの関係省庁は、1946年11月の事務次官会議において「私娼の取締り並びに発生防止および保護対策」(以下「私娼の取締り」と略す)を決定した。この「私娼の取締り」を受けて、47年1月に文部省社会教育局長は「純潔教育の実施について」(以下「実施について」と略す)を都道府県に通達した。これが、敗戦後の「純潔教育」施策の出発点である。「実施について」は、その冒頭に「私娼の防止取締り等につき先般11月14日の次官会議によって別紙要綱の如く決定を見たが右要綱の中純潔教育の実施を中心目標とする2.(3)および(4)については左記事項御留意の上各地の特殊事情に応ずる具体策を立て、これを強力に実行せられるように通牒す。尚この件に関し現在まで成果をあげている事例があれば至急報告されたい」とある。「実施については」は、後述するこれらの事項についての留意点を示し、純潔教育の推進を指示したものであった。

さらにその「備考」では、「本省に於いては近く純潔教育に関する権威ある委員会の設置運用をはかり、講師の養成、あはせて良書の選しょう、映画の制作をなす等の計画を持っているが、各方面でもこのことをお含みの上本教育の企画実施をするようお願いする」とあり、実際同年6月に、「学識経験者」40人

からなる「純潔教育委員会」(以下では委員会と略す)が発足する。49年2月には委員会によってまとめられた「純潔教育基本要綱」が発表され、そこでは純潔教育の目標、実施の方針、場所、方法、教育上の諸問題といった基本的要目が示されている。

この委員会は50年4月に社会教育審議会の分科審議会として再編され、11月には、この「純潔教育分科審議会」(以下では審議会とする)が「純潔教育」の指導の手がかりとして教科書的な『男女の交際と礼儀』を編集発行した。審議会は「基本要綱」に基づき、純潔教育の具体的内容と方法について検討を続け、55年には「純潔教育の普及徹底に関する建議」(以下「建議」と略す)と「純潔教育の進め方(試案)」(以下「進め方」と略す)をまとめ、文部大臣に提出した。それは、純潔教育の実施の急務を強調するとともに、予算の計上と純潔教育普及のための措置を講ずるよう要請するものであった。これをもって審議会はその任務を終了したとし、それまでの成果が以後の純潔教育の研究と指導において広く参考にされることになり、純潔教育の研究と指導の基礎づくりの役割を果たしたという⁶⁾。

(2) 純潔教育の必要性認識と目的

このように敗戦後間もない時期に純潔教育施策が始められたのはなぜなのか。46年の「実施について」には、先で見たように「私娼の取締り」が純潔教育推進の根拠とされているだけで、その必要性については具体的に書かれてはいない。49年の「基本要綱」では、「男女間の道徳の低下、青少年の不良化、性病のまんえんは、今や重大な社会問題となり、さらに発展してわれわれ日本人全体の民族的な問題となりつつあるが、元来この傾向深く人間性に影響し、個人の心理と肉体と生活に根ざすばかりでなく、さらに家庭や子孫や社会全体に浸透するものであるから、一たんびん乱の兆をみるとその改善には永い年月とた

ゆまぬ努力をもってしても、なお容易ならざるものがあるろう。将来の健全にして文化の香り高い新国家を建設するためには、純潔教育の適確かつ徹底的な普及によって根本的にこれを解決する必要がある」としている。

55年の「建議」においても、「『純潔教育』をとりあげたいきさつ」のところで、「もちろん当時は戦後の混乱期でポツダム勅令や総司令部覚え書などによって、公娼廃止後の私娼の取締り、風俗対策というように、各省がそれぞれの責任において積極的な取締対策を急いでいた折でありますから、文部省が純潔教育の重要性をみとめ、その実施を奨励した事情も、当時の社会情勢が強く反映したものであることは疑えません」とある。

文部省社会教育局が1967年にまとめた『社会教育における純潔教育の概況』においても、純潔教育をとりあげた経緯として「男女間の風俗の乱れ、性道徳の低下、性犯罪の増加、性病の蔓延等、性の社会問題が国民一般、ことに青少年に及ぼす影響への強い問題意識があることはいうまでもない」⁷⁾としている。つまり純潔教育は、治安維持対策の一環として、性をめぐる社会問題の解決をはかるため必要だと認識されていたのである。

このような純潔教育の位置づけは、委員会のメンバーからも確認することができる。前述したように、47年に組織された委員会は40名の委員から構成されていた。その中には、内務省警保局の委員が3名、厚生省関係者が2名含まれていた。また、先の『社会教育における純潔教育の概況』では、純潔教育担当機関として文部省が位置づけられているものの、そのほかの「純潔教育関係行政組織」として、厚生省、法務省、警察省、最高裁判所、総理府、労働省があげられている。これらのことから、純潔教育推進の背景には、特に売買春問題から派生する社会問題がかなり意識されていたことがわかる。

こうした必要性からはじまった純潔教育の

目的は、当初どのようなものであったのか。純潔教育の契機となった「私娼の取締り」についてまずみると、その方針自体は「公娼廃止の趣旨を徹底して接待婦の自由を拘束する諸制度を撤廃すると共に所謂『闇の女』発生を防止する為次のような対策を講ぜんとするものである」とされており、純潔教育と直接関係する項目は、「2.『闇の女』の発生防止及び保護対策」の中の「(3)子女の教育指導によって正しい男女間の交際の指導・性道德の昂揚をはかる為措置を講ずること」と、「(4)正しい文化活動を助成して青年男女の健全な思想を涵養するために措置を講ずること」である。

「実施について」は、この「私娼の取締り」の項目にそって留意点が示されているだけだが、そのはじめには、「同等の人格として生活し行動する男女の間の正しい道德秩序を打ち立てることが新日本建設の重要な基礎である」とされている。この「実施について」に基づいて設置された純潔教育委員会の「委員会規程」第1条には、「純潔教育委員会は、男女間の道德を確立し、社会の純化を図るに必要な純潔教育に関する具体的方策を調査審議し、又は進んでこれに関し建議することを目的とする」⁹⁾とある。この規程をみると、純潔教育が「男女間の道德の確立」と「社会の純化」を目的としていることがわかる。

さらに「基本要綱」では、純潔教育の目標として次の4点が示されている。(1)社会の純化をはかり男女間の道德を確立する、(2)正しい性科学知識を普及し、性道德の高揚をはかること、(3)レクリエーションを奨励し、健全な心身の発達と明朗な環境をつくることに努めること、(4)宗教、芸術、その他の文化を通じ、情操の陶冶、趣味の洗練をはかること、である。ここでは新たに「性科学知識」の普及があげられているが、それはあくまでも性道德の高揚のためのものとされている⁹⁾。「建議」になると、後で詳述するように、純潔

教育の位置づけにかなりの変化がみられるようになるが、そこでも基本的には「両性間の精神的肉体的関係を正しくするための教導または対策」とされている。

このように、純潔教育の目的は基本的には「男女間の正しい性道德の確立」にあった。性をめぐる社会問題への対応策として純潔教育が位置づけられていた図式は、1920年代後半から30年代にかけて性教育の必要性が取り上げられた状況と共通している¹⁰⁾。戦前の性教育論の多くは、禁欲主義的な性道德教育であり、「純潔」や「貞操」を重視する差別的な人間観を前提としていた。結果としてそのような性教育論は、社会的視点を欠落させており、性道德の二重規範や売買春を温存させている性差別的な社会構造を問題にし得ないものであった。

(3)純潔教育の変化

敗戦後間もなく出発した純潔教育施策が、純潔教育の具体的内容を提示したのは50年代に入ってからであった。「実施について」が出されてから、それをもって審議会の任務の終了とした「建議」、「進め方」が出されるまでの9年間には、その純潔教育の位置づけや内容に変化がみられる。この点は、敗戦後の純潔教育が、戦前の性教育の限界を超克することができたのかどうかという点と関わる問題である。

前述したように、49年の「基本要綱」までは、敗戦後の治安対策、性をめぐる社会問題への対応という性格を基本的に持つものであったが、51年に具体的な指導の手引きとして編集された『男女の交際と礼儀』や55年に出された「建議」、「進め方」を見ると、そこには異なる側面がみられる。

まず、『男女の交際と礼儀』のはしがきをみると、そこには次のような指摘がある。「今日あらゆる面で、旧来の男女間の制約が改善され、男女共学制が実施されるに伴い、若い

人たちの交際も自由となり、行動、範囲も拡大されております。しかし、長い間、根を張ってきたしきたりや、観念は、急激にはなかなか改めにくく、正しく軌道にのるまでは、反発や混乱を生じやすいものであるように、男女の交際も、適当な指導がなければ、危険や行きすぎを招き、ひいては、性道徳の壊廃をもたらす憂いもあるわけであります。ところが、わが国は、昔からの習慣上、民主的な男女の交際がなかったため、重大な今日の風潮や青少年の実態に当面しても、指導の基準となる資料もなく、各人各様の解釈で取り扱うより方法がないありさまであります」というものである。そのための何らかの手がかりとしてこの『男女の交際と礼儀』を編集したのだとしている。

この『男女の交際と礼儀』においても「性道徳の壊廃」は問題にされているが、その現状把握には、敗戦後の五大改革の一つとして進められた男女平等施策、特に教育における男女平等・男女共学の問題がその視野に入っていることがわかる。その具体的内容をも、
「男女交際の心構え」として「お互いに人格を尊重すること」という項目があげられ、「お互いに平等観の上にならなくて、相手の人格を尊重しながら交際すべきであります」とあり、「男児と女児との間に、人格上の差別をつけたり、取扱の上で、不当に差別するようなことがあってはなりません」と男女平等が強調されている。しかし、「交際の心構え」や「男女の交際と礼儀」として具体的に示されている内容は、「たしなみ」、「態度」、「ことばづかい」、「あいさつ」、「服装」といった表面的な問題がほとんどで、性の問題にはほとんどふれられていない。

「建議」では、先でみたように純潔教育の出発点を「風俗対策」として認識しながらも、「純潔教育は、本来は人間教育の基本的内容の一つである」ということが強調されるようになる。審議会の報告書の形で出されたこの

「建議」には、「いわゆる時局対策としての教育施策ではなく、少なくとも人間教育の本質的な課題としての純潔教育を考えようとした点に、私どもの共鳴するところがあり、又責任を痛感した根拠があった」というように、審議会委員のメンバーが「風俗対策」としてではなく「人間教育」として純潔教育に取り組むのだという姿勢が示されている。さらに、「社会現象だけを捉えてその防止的教育対策としての純潔教育を考えることは、当を得ていないといえませんが」と社会問題への対処療法的な純潔教育に対して批判的である。

さらに、「純潔教育は封建的貞操観、道徳感、宗教的禁欲主義などの先入観のみによって行われることはのぞましくない」といった記述や「あくまでも科学的合理性の上で立てて考えられなければならない」といった主張がされ、純潔教育を性教育と同義として位置づけるようになる。もちろん、貞操観や性道徳、禁欲主義などそのものを否定しているわけではないが、純潔教育の内容に広がりが見られるようになるのである。実際の指導内容が示されている「進め方」を見ても、妊娠や分娩、月経などの第二性徴などの内容が示されている。また、性をめぐる「社会環境」の問題や売春などの「性の社会問題」も取り上げられている。

しかし、全体を見ると、幼年期の性的な質問に対しては「場合によっては即答を避け、他に注意をそらせ」といった姿勢や、少年期でも、「性に関する用語は不用意には使わない」といった注意点が示されており、性について積極的に扱うという姿勢ではないことがわかる。また、「性欲の純潔性」、「男女の交際と純潔性の遵守」といった言葉で禁欲主義的な性道徳が多くを占めている。「性の社会的問題」でも、「のぞましくない習俗の改善」として、「祭礼の際の無礼講」、「習俗としての『夜遊び』『夜ばい』」などがあげられておきながら、売買春の問題に関して

は、「社会問題として必要な問題(例えば売春の問題など)は純潔教育の立場から青少年にしっかりした態度をつくるためには、故意に避ける必要はない」といった取り上げ方に終わっている。売買春問題はとりもなおさず社会問題であるはずが、青少年の「態度」の問題にすりかえられている。

このような限界はあるものの、純潔教育の位置づけがこのように変化したのは何によるのか。一つには、敗戦直後に噴出した様々な問題が徐々に解決の方向に向かって行ったことが考えられる。売買春の問題にしても、その動向を左右していた内務省が47年に解体されており、「建議」・「進め方」が出された55年は、翌年に「売春防止法」制定を控えていた時期である。

こうした時代の変化とも関わって、さらに大きな要因として考えられるのは審議会のメンバーの問題である。前述のように、委員会の段階では、40名ものメンバーがおり、そのうち文部省、内務省、厚生省などの官僚は12名に及んでいた¹¹⁾。しかし、審議会になると、構成メンバーの人数が17名と委員会の時の半数以下と縮小され、そのメンバーを見ても、厚生省関係者は1名、最高裁判所関係者1名、文部省社会教育局からも1名となっている¹²⁾。こうした人数の減少と構成メンバーの変化は、戦後政策における純潔教育の位置づけそのものが変化してきたこと、おそらく政策としての緊急性が減退したことを現していると考えられる。それは結果として、敗戦後の「風俗対策」から距離をおいて、より自由に純潔教育の内容について検討することを可能にした。つまり、50年代に入ると、政策者側の意図と異なる審議会メンバーの意図が純潔教育の内容に反映される余地が生み出されたと言えよう。

Ⅲ. 純潔教育の本質と役割

(1) 日本キリスト教婦人矯風会と純潔教育

次に、敗戦後の純潔教育施策への日本キリスト教婦人矯風会(以下では矯風会と略す)の関わりについて検討する。これはまさに純潔教育の戦前との連続性を問題にすることであり、この作業は、敗戦後の純潔教育の本質を解明するためには必要不可欠であると考えられる。

はじめに述べたように純潔教育という名称は、すでに戦前の廃娼運動の中で確認することができる。これは前述した純潔教育の展開過程の中で、矯風会、救世軍などの廃娼運動勢力が深く関与していたことにもよる。実際、矯風会は敗戦後すぐに廃娼運動を再開し、内務省に対して公娼廃止の進言、「娼妓取締規則」廃止の請願を行うなど、精力的に活動を行う。

前述した1946年の「私娼の取締り」の通達にあたっては、内務省が「公娼廃止の徹底を図るとともに最近増加している闇の女の防止策についてしばしば廓清会、婦人矯風会、一般有識者、婦人代議士等の意見を求めた結果、成案を得た」¹³⁾という。また「私娼の取締り」が出るとすぐに矯風会は、「風紀対策に関する意見書」を提出し、その中で「性道德の確立」のための「性教育の普及」を要望している¹⁴⁾。その後も、連合軍司令部の社会衛生福祉部が、関係の厚生、内務、文部、司法の四省及び民間団体の矯風会、救世軍、宗教連盟等を召集して、「闇の女」の問題に関して「対策を講ずる様にとの指導」をしたという。こうした売買春問題をめぐる動向を矯風会は、「実に矯風会の使命そのものが強調され、今更の如く現下の社会情勢に於て本会の働きの重大さを痛感させられた」¹⁵⁾ととらえ、純潔教育施策を積極的に担っていくことになる。

純潔教育委員会の設置に対しても矯風会は積極的に働きかけた。委員会、審議会に参加したメンバーで戦前の廃娼運動関係者は、委

員会では5名、その規模が縮小された審議会でもそのうちの4名が残っている。その中でもガントレット恒子、久布白落実、千本木道子は戦前からの廃娼運動と純潔教育を担った矯風会の中心的なメンバーであった。ガントレット恒子は47年に設置された委員会の委員長であった。このような純潔教育の動向に関しても、「文部省は全国に純潔教育を実施するの準備として、純潔教育委員会が開催され、我会よりも代表を送り協議を進められつゝあります。時代の要求は、我会が六十年叫び続けて来た此問題を国家として教育実施するの機運となつたのであります。矯風会は今国家の檜舞台に登場して活躍し期待される事、誠に大きいのであります」¹⁶⁾と、戦前からの矯風会の活動が認められたと喜びを示している。

ガントレット恒子が「我基督教婦人矯風会は過去六十年間、終始一貫、世界の排酒、世界の純潔、世界の平和の三大目標を掲げて敢闘を続けて来ました。…略…昭和廿一年一月廿四日、マッカーサー司令部より廃娼令が發布せられるまで、種々な苦難の経路を辿りつゝも、純潔運動は継続せられたのであります」¹⁷⁾と述べているように、矯風会にとってはまさに純潔運動は継続されたのであり、少なくとも彼女らにとっての純潔教育は、アジア太平洋戦争期に取り組んでいたそれと連続しているものであった。

このことは、戦前の廃娼運動がそうであったように、個人の身体や性の国家管理に対して批判的な認識を持つことができず、売買春問題を女性の人権問題として展開しえなかつたという限界を内包したまま、矯風会が純潔教育に取り組んでいったことを意味する。前述した「風紀対策に関する意見書」では、「終戦後発生した幾多の憂慮すべき社会現象の中特に街頭に徘徊する『闇の女』の進駐軍に対する醜状はこれが長年婦徳と貞操とを強く教へこまれた同胞女性であらうかと痛嘆に堪へ

ない次第であります」と始まっているように、戦前の「国家の汚辱」としての「醜業婦」観と同じ差別的な女性観が前提となっている。それはまた、敗戦後の売買春問題の現実を正確に把握できていなかったということを表している。つまり、矯風会は、後述するような占領期の政府主導で行われた「慰安」政策に対する適切な批判を展開しないまま、純潔教育施策を担っていくのであり、その問題性は顕著に純潔教育の内容に反映されることになる。

(2) 占領下における売買春問題

矯風会がその現実を正確に把握しようとし、批判し得なかつた売買春問題とは、どのようなものであったのか。

① R・A・Aによる「国家的事業」

純潔教育施策は、前述のように「私娼の防止と取締り」対策の一環として位置づけられ、展開される。そこで問題にされる「私娼」は、敗戦直後政府の要請のもとに設立されたR・A・A(特殊慰安施設協会)による「国家的事業」によって犠牲になった女性たちなのである。

1945年8月17日に発足した東久邇内閣は、当初から「敗戦処理」について多くの問題をかかえていたが、政府にとって占領軍将兵の慰安対策は緊急課題の一つであった。敗戦の日からわずか3日目の8月18日には、閣議に先行して庁府県長宛に無電通牒「外国軍駐屯地における慰安施設に関する内務省警保局長通達」が発せられ、占領軍に対する慰安計画が開始されるのである。警視庁の保安局長の協力依頼によって、売買春業者は日本勧業銀行から多大な融資を受け¹⁸⁾、R・A・Aを設立する。R・A・Aは、8月28日に皇居前広場で設立宣誓式を行い、翌29日に認可がおり正式に成立する。

莫大な資金を投入して政府がR・A・Aを設立した意図は何だったのか。それは、警視庁の保安課長の業者に対する協力依頼に「四千万

大和撫子の純潔を守るための防波堤になるものが必要である」とあるように、「一般婦女子」の「純潔」を守るための「防波堤」として R・A・A は位置づけられた。「特殊慰安施設協会声明書」には、「『昭和のお吉』幾千人かの人柱の上に、狂瀾を阻む防波堤を築き、民族の純潔を百年の彼方に護持培養すると共に、戦後社会秩序の根本に、見えざる地下の柱たらんとす」とある。また、その「趣意書」には、「畏くも聖断を拝し茲に連合軍の進駐をみるに至りました。一億の純潔を護り以て国体護持の大精神に則り、先に当局の内命をうけ、東京料理飲食業組合、東京待合業組合連合会、東京接客業組合連合会、全国芸妓置屋同盟東京支部連合会、東京都貸座敷組合、東京慰安所連合会、東京練技上組合連盟の所属組合員を以て、特殊慰安施設協会を構成致し、関東地区駐屯部隊将士の慰安施設を完備するために計画を進めて参りました。本協会を通じて彼我両国民の意志の疎通を図り、併せて国民外交の円滑なる発展に寄与致しますと共に、平和世界建設への一助ともなれば本協会の本懐とする所であります」とある。これらの「声明書」・「趣意書」に明らかなように、その「防波堤」は「戦後社会秩序」を確立し、外交を円滑に進める条件を整えることであり、それは結局「国体護持」のために女性を犠牲にしようとするものに他ならない。

この R・A・A が「一般婦女子」の「防波堤」にもなり得なかったことは、「職員事務員募集」、「特別女子従業員募集」といった新聞広告によって売買春のための女性が集められたことに端的に現れている(資料)。敗戦と占領による貧困を背景として、また、GHQ の要求に応じて、「一般婦女子」が次々と売春婦にさせられていく状況については、杉山章子「敗戦と R・A・A」に詳しい¹⁹⁾。R・A・A の存在によって誘発されたとはいえ、占領軍は日本の提供した慰安所だけでは満足せず、高級将校用の施設や女性を要求するなどした。日本政府はそ

うした要求をすべて受け入れ、売買春事業は拡大されていった。アメリカ占領軍は日本政府に圧力をかけ、「女性を売買しながら『民主主義』を押しつけてきた」²⁰⁾のである。

しかし、この R・A・A による「慰安所」は、性病の蔓延によって7ヶ月足らずで活動停止になる。それまでに、GHQ の圧力により、売春婦の性病の強制検診、罹病者の強制入院、また、罹病者の調査・報告などが行われていたが²¹⁾、その調査報告に見られた罹病率の高さを重く見た GHQ は、1946年3月に R・A・A のすべての「慰安所」に占領軍将兵が立ち入りすることを禁止している。R・A・A が正式に解散するのは1949年であるが、この「オフ・リミット」によって融資もうち切れ、実質的にその組織は解体していった。しかし、短期間でも業者は、女性を酷使し、使い捨てることで莫大な利益をあげた²²⁾。その一方で、そこで売春婦にさせられた女性は、何の補償もなく放り出されたのである。彼女たちのほとんどがパンパンと呼ばれる街娼になったという。つまり、「私娼」を生み出した張本人は、この R・A・A の組織を推進した政府に他ならないのである。

R・A・A は、女性をモノとして扱い、消耗品として使い捨てることによって「国体護持」を図ろうという政府の目論みのため組織されたのである。つまり日本政府にとって女性は、「国体」を「護持」するための占領軍との駆け引きの道具に過ぎなかったのである。そうした政府の意図に守られながら、業者は政府のお墨付きのもと「国家的事業」として堂々と管理売春を行い、莫大な利益をあげたのである。「国体護持」を名目に女性の人権を蹂躪するやり方は、まさに戦中の「従軍慰安婦」=「日本軍性奴隷」と共通する男性観・女性観を前提としており、R・A・A の施策はその流れの中で必然的に現れてきたと言わざるを得ない。

②公娼廃止の動向

このように、政府主導で組織された R・A・A が、まさに「公娼」制度を国策として進めていた一方で、R・A・A を積極的に受け入れていた GHQ の圧力によって、公娼制度の廃止が進められていく。GHQ から「公娼廃止に関する覚書」が日本政府宛に出されたのは、1946年1月21日であったが、その情報を事前に得た政府は、1946年1月12日に「公娼制度廃止に関する件依命通達」を、内務省保安局長名で関係警察長宛に出している。そこには、「公娼制度は社会風紀の保持上相当の効果を収め来りたるも最近の社会情勢に鑑みるに、公娼制度の廃止は必然の趨勢なるを以て今般左記に依り貸座敷及娼妓は之を廃業せしめ之等廃業者に付ては私娼として稼業継続を認め公娼制度を廃止致すことと相成たるを以て指導取締上遺憾なきを期せらるべし」と、公娼制度の「効果」を評価した上で、「社会の趨勢」だから公娼制度を廃止するという姿勢が示されている。さらに、「私娼」を認めると明示しているのである。

しかし、GHQ の「公娼廃止に関する覚書」を受ける形で、2月に同じく内務省警保局長名で警視總監各庁府県長宛に出された通牒「公娼制度廃止ニ関スル件」では、「公娼制度は民主々義理想に違背し個人の自由発達に相反するものなりとの別紙連合最高司令部覚書に基き本日内務省令第三号を以て娼妓取締規則廃止相成候に付関係庁府県に於ては該覚書の趣旨に則り速かに左記措置実施相成度依命此段及通牒候也」とあり、売春婦の拘束、搾取を禁止するという点に焦点が移っている。その流れの中で1946年11月に、「私娼の取締並びに発生の防止および保護対策」(以下「私娼の取締り」と略す)が事務次官会議で決定される。その冒頭では「公娼廃止の趣旨を徹底して接待婦の自由を拘束する諸制度を徹底すると共に所謂「闇の女」発生を防止する為次のような対策を講ぜんとするものである」

とされており、公娼廃止とともに、今度は認めていたはずの「私娼」=「闇の女」の「発生」を防止しようというのである。

だが、その内容を具体的に見ると、「社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定して警察の特別の取締につかせ且つ特殊飲食店等は風致上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること」とあり、さらにここでいう「特殊飲食店等の地域に於ても接客に従事する婦女は酌婦又は女給等の正業を持たなければならないものとする」というように、売買春を存続させていくための抜け道を規程しているにすぎないのである。こうした、戦後の公娼廃止への動きもまた、それを女性の人権問題として把握する認識を欠落させたまま、対外的な理由でのみ表向きに公娼廃止のポーズをとっただけであり、本音のところでは公娼の維持を図ろうとしていたのである。

先で見た、政府、R・A・A による売買春の推進と公娼廃止の施策は、一見、交錯し矛盾するように見えるが、それらは GHQ を中心とする外交を円滑に進め、「国体」を「護持」することが最重要課題という点において一貫していたといえる。政府にとって女性はそのための道具にしか過ぎなかつたのであり、R・A・A が「一般女性」の「純潔」を守る「防波堤」になるどころか「性の『導入口』として機能していた」²³⁾という事実は当然の帰結であった。このように女性が公然と売買される社会を正当化する口実として掲げられていたのが「純潔」だったのである。

(3)純潔教育施策の本質

文部省社会教育局の管掌のもとにあった純潔教育施策は、敗戦直後の社会教育行政のあり方にも規定されたと考えられる。当時の教育政策もまた、敗戦処理の基本方針であった「国体の護持」を基調としていた。それに対応して「『国民道義の昂揚』に努めることが当

時の社会教育行政の重要な眼目」だったのである。この「国民道義の昂揚」は「戦争前の国家観と伝統的な国民道徳観」と結びつき、「一方では新日本建設、世界平和への寄与がうたわれながら、同時に国体護持と伝統的国民道徳の昂揚が緊切な課題であって、そのための社会教育行政施策が、敗戦直後、ある意味では敏速に、打ち出されるのである」²⁰というように、純潔教育施策もまた、この「伝統的国民道徳の昂揚」に寄与するものとして「敏速に」打ち出されたのである。

さらに、上記のような売買春政策を進めてきた内務省が関わり、その売買春政策の中で純潔教育が構想されたことを考えれば、それが「純潔教育」という名称で始まったことは当然のことであった。なぜなら、体制側にとって重要なのは、「国体護持」と「伝統的国民道徳の昂揚」のために「純潔」を強調することだったからである。したがって、朝山の言うような「古い性観念を打破して、新しい性の見方と、封建的な性道徳から脱皮した人間をつくる」ということが純潔教育施策の目的であったとはどうも考えられない。体制側にとって、「国体護持」のためには「慰安」政策も、また、「国体護持」の基礎となる家族制度の維持も重要な課題であった。政府は、売買春政策によって「純潔」でない女性を積極的に作り出しおきながら、純潔教育で「純潔」を強調しようとしたのである。だとすれば、この「純潔」はまず、女性に求められたものであることは明白である。さらに「純潔」の強調は、女性を「純潔」なものとそうでないものに分断し、「売春婦」にさせられていった女性の問題を個人の責任としてしか把握しない、つまり、体制側の責任に目隠しをするといった役割を果たしたのである。この意味からいえば、純潔教育はまさに占領下の売買春政策を補完する役割を担わされていたと言わざるを得ない。

ただ、IIで見たように、純潔教育施策に対する体制側の介入が薄れたとき、純潔教育は

新たな性教育として構築される可能性を持っていたかもしれない。単なる「風俗対策」ではなく、「人間教育の本質的な課題」として位置づけ、「男女平等」の実現を展望しようとした点において、その可能性を見いだすことができる。しかしそこには、決定的に欠落していたものがあつた。それは、占領下に行われていた売買春施策に対する批判と、「純潔」に対する問い直しである。純潔教育は純潔教育という名称である限り、差別的な人間観を越える「男女平等」を展望することは不可能である。また、売買春問題を不問に伏したままの純潔教育は、客観的には売買春を容認する社会の維持に加担することになる。こうした問題性を認識しない限り、純潔教育は体制側の意図から脱することは不可能であった。

IV. おわりに

以上、戦後改革期における純潔教育の展開過程とその内実について検討してきた。今回の取り組みは、敗戦後の純潔教育施策の本質と役割を明らかにするための第一歩であり、残された課題は多い。最後に、その課題のうち大きなものを二点あげておきたいと思う。

第一の課題は、今回明らかにした純潔教育施策の進展に伴って現れてくる純潔教育論、性教育論の内容を具体的に検討することである。上で見た『男女の交際と礼儀』の解説本もいくつか見られ、また、委員会、審議会のメンバーも個々に性教育論を執筆している。性教育と純潔教育の関係についての見解も一様ではなく、大別すると、①性教育=純潔教育とするもの、②性教育は純潔教育の一部分であるとするもの、逆に③純潔教育が性教育の一部分であるとするものがあつた。こうした違いは、それぞれの性教育論・純潔教育論者の立場の違いによるものであるが、こうした、性教育論・純潔教育論の特徴を検討することは、委員会・審議会の性格を把握することにもなると考えている。

また、1948年頃から1955年頃までに非常に多くの性教育論・純潔教育論が刊行されている。1920～30年代に次ぐ、第2の性教育論のピークであり、その戦前の議論との比較も試みるつもりである。

第二の課題は、戦後改革期以降の純潔教育の進展について明らかにすることである。特に地域や学校教育の現場で、純潔教育の取り組みが盛んになるのは1960年代に入ってからである。こうした個々の実践について調査するとともに、純潔教育施策に対する、社会や学校教育の現場の受け止め方、また、今回見てきた純潔教育施策が地域や学校現場に降りてきたことによって、どのような進展をみせたのかという点について解明したいと思う。

〔註〕

- 1) 筆者稿「アジア・太平洋戦争における娼婦運動と性教育—日本キリスト教婦人矯風会を中心に—」(女子栄養大学教育学研究室『教育学研究室紀要』第1号(1998)pp.2-18.
 - 2) 「純潔教育の普及徹底に関する建議」1955年3月18日、文部省社会教育審議会.
 - 3) 朝山新一は、生物学者として性教育に取り組み、敗戦後に性科学研究を復活させた人物とされている。1920年代に山本宣治が行った性行動調査を参考に、1948～49年にかけて統計的性行動調査を行い、その成果を発表している。
 - 4) 朝山新一『性教育』(中央公論社、1967年)pp.3-4.
 - 5) 純潔教育についてふれている文献には次のようなものがある。
性教育に関する文献では、前掲の朝山新一『性教育』、黒川義和・藤本巖・安井庸之助『性教育学』(明治図書、1971年)、田能村祐麒「性教育小史」(1)～(21)(雑誌『セクシャル・サイエンス』1(1992年3月号)～26号(1994年9月号)に連載、(株)メディカルトリビューン編集、日本アクセル・シュプリンガー出版)などがある。
- また、教育史分野の文献では、『日本近代教育百年史』8巻の「第5章社会教育法体制期」のところで社会教育審議会の分科審議会として純潔教育があげられている。また、橋本紀子『男女共学制の史的研究』(大月書店、1992年)では、第八章男女共学制度の設立経緯のところで1947年以降の純潔教育施策を「性教育運動」として取り上げており、純潔教育が「新しい男女関係の樹立」を「骨抜き」にする危険性をはらんだものとして指摘している。
 - この他、歴史学、女性史関係の資料集の中で、純潔教育に関するものが掲載されている。
 - 6) 文部省社会教育局『社会教育における純潔教育の概況』(1967)p.3.
 - 7) 同上、p.1.
 - 8) 社会教育連合会編『純潔教育基本要綱(附性教育のあり方)』(1949年6月)p.44.
 - 9) 前掲『純潔教育基本要綱(附性教育のあり方)』には、安藤晝一による「性教育のあり方」が付されている。その中で純潔教育は「性教育の一部であつて『男女間の肉体的関係を性道徳の定める基準に合致せしめること』を教育の対象とするもの」(p.41)であるとされており、性道徳を教えることが純潔教育と位置づけられている。
 - 10) 筆者稿「近代日本における性教育論の展開とその特質」(日本女子大学教育学会誌『人間研究』第28号、pp.63-85)、「教育雑誌における性教育論の展開」(『日本女子大学人間社会研究科紀要』第2号、1996、pp.1-11)参照。
 - 11) 純潔教育委員会のメンバー(前掲『社会教育における純潔教育の概況』より)
市川篤二 (東京帝国大学教授・性病予防協会理事)
吉益脩夫 (東京帝国大学助教授)
大山 正 (厚生省社会福祉課長)

戦後教育改革期における「純潔教育」

- 石橋卯吉 (厚生省予防局防疫課長)
 戸田貞三 (社会教育連合会理事長)
 岸登恒子 (基督教婦人矯風会理事長)
 千本木道子 (婦人運動家)
 伊藤秀吉 (純潔協会)
 高嶋栄峰 (評論家)
 安藤画一 (慶応大学附属病院婦人科長)
 植村益蔵 (宗教家)
 寺本慧達 (千代田高等女学校長)
 山本 杉 (医学博士)
 小笠原嘉子 (母と学生の会)
 原文兵衛 (内務省警保局公安第二課長)
 間狩信義 ()
 坪井寅寿 ()
 加藤清一 (東京都教育局社会教育課長)
 立花昌夫 ()
 浜田義明 ()
 花木チサオ (中学校長)
 河崎なつ (婦人運動家)
 石川達三 (文芸家)
 前田若尾 (洗足高等女学校長)
 久慈直太郎 (日本赤十字社産院長)
 赤木朝治 (中央社会事業協会理事長)
 杉原錦江 (杉原病院長)
 大平エツ (司法省少年保護司)
 佐藤信衛 (法政大学教授)
 徳永恕子 (双葉保育園長)
 久布白落実 (婦人運動家)
 高嶺信子 (双葉高等女学校長)
 滑川道夫 (成蹊学園初等科主事)
 定方亀代 (大東学園病院長)
 寺中作雄 (文部省社会教育課長)
 田中 彰 ()
 塚田治作 (文部省体育局保健課長)
 川田正斉 (文部事務官)
 山室民子 (文部省視学官)
 村岡花子 (文部省嘱託)
- 12) 純潔教育審議会のメンバー(同上)
 伊藤秀吉 (国民純潔協会常任理事)
 大塚二郎 (世田谷区砧中学校長)
- ガントレット恒子 (日本基督教婦人矯風会会頭)
 内藤文質 (最高裁判所家庭局第三課長)
 中村利枝 (千葉県勝浦中央小学校 PTA
 会長)
 村岡花子 (評論家)
 久慈直太郎 (日本赤十字社産院長)
 山本 杉 (医学博士・評論家)
 山室たみ (文部省社会教育局社会教育施
 設課長)
 近藤宏二 (厚生省児童母子衛生課長)
 寺本慧達 (千代田女学園高等学校長)
 安藤画一 (慶応義塾大学教授医学博士)
 定方亀代 (大東学園病院長)
 溝口義方 (東京都青年団体連絡協議会委
 員長代理)
 望月 衛 (東京教育映画株式会社(心理
 学))
 守田 直 (江東区立教矢小学校長)
 千本木道子 (日本基督教婦人矯風会常務理
 事)
- 13) 『婦人新報』 No.563, 1946年11月, p.6.
 14) 同上, pp.4-6.
 15) 千本木道子「その後の純潔運動」(『婦人新
 報』 566、1947年2・3月)p.3.
 16) 竹上正子「吾等の進むべき道」(『婦人新
 報』 566, 1947, 2・3月号)p.5.
 17) ガントレット恒子「純潔運動の今昔」(『婦
 人新報』 1946年9月号) p.1.
 18) 資金は、業者の封鎖預金 5000 万円を担保
 に大蔵省を通じて日本勧業銀行から 5000
 万円の融資を受けた。
 19) 杉山章子「敗戦と R・A・A」(『女性学年報』
 第9号、1988.10) pp.34-46.
 20) 同上、p.41.
 21) 1946年2月衛生局から GHQ に提出され
 た報告書には「R・A・A に属する日本人慰
 安婦の90%は保菌者であり、またアメリカ
 海兵隊の一個師団を調べたところ、70%が
 保菌者であることがわかった」(小林大治郎
 ・村瀬明『みんなは知らない』(雄山閣出版、

1961)という。

22) 売買春斡旋業者が「オフ・リミット」までにあげた利益は、少なく見積もっても1億2000万円だったといわれている(五島昇編『続・日本の貞操』蒼樹社、1953年)。

23) 前掲、杉山論文、p.42.

24) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』8巻 社会教育2(教育研究振興会、1974年)pp.651-653.

(本稿は、日本女子大学教育史研究室編『教育史再構築の試み—入江宏先生退職記念論集—』所収の論文を転載したものです。)

